

第四次地域管理経営計画

第一次変更計画書

(東三河森林計画区)

[変更年月 平成26年3月]

計画期間
自 平成25年4月1日
至 平成30年3月31日

中部森林管理局

目 次

I 変更事由	・・・	1
--------	-----	---

II 変更事項	・・・	1
---------	-----	---

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

I 変更事由

1 森林共同施業団地について

民有林・国有林の森林・林業・木材産業活性化に資するため、森林共同施業団地を設定したため、森林共同施業団地設定状況の変更をする。

2 林道の開設及び改良総量について

林内路網の整備を促進し森林整備の推進を図るため、林道の整備に関する事項を変更する。

II 変更事項

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地設定状況

箇所数	面積（単位：ha）	
	国有林	民有林
1	194	479

(4) 主要事業の実施に関する事項

エ 林道の開設及び改良総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量（m）	箇所数	延長量（m）
計	10 【9】	12,433 【11,522】	35 【35】	745 【745】

注：【 】は第四次地域管理経営計画の数値である。

*総量については、単位以下四捨五入しているため計が一致しない場合がある。